

広報

つるい

令和2年

3月号

No.708



今月の主な話題

- 第33回タンチョウフェスティバル・・・2
- 村の話題・・・・・・・・・・・・・・3～4
- つるい未来へつなぐ商工観光経済活性化支援事業について・・・・・・・・・・5
- 軽自動車税について・・・・・・・・・・6～7



the most beautiful
villages
in japan

鶴居村は「日本で最も美しい村」
連合に加盟しています



鶴居村マスコットキャラクター
「つるぼー」

第33回 タンチョウ フェスティバル

2月9日、役場前庭において、第33回タンチョウフェスティバル（鶴居村ふるさとまつり実行委員会主催）が開催されました。

当日は村内外から多くの来場者が訪れ、タンチョウに関する〇×クイズに最後まで正解し続けた人が勝者となる「タンチョウウルトラクイズ」や、タンチョウの鳴き声を採点する「タンチョウ鳴き声コンテスト」、氷水に素足を入れて片足立ちの時間を競う「タンチョウ耐寒競技」、夢中で雪の中をかき分けた「雪中宝探し」などが行われました。

このほか、会場内においては「雪山滑り台」をはじめ、出店や関係団体によるPRコーナーが設けられたほか、別会場では33回目となる歩くスキーも行われました。





支雪裡看板更新

新たな支雪裡地区の顔に

12月20日、支雪裡連合会が支雪裡入口の看板をリニューアルしました。

今回で3回目の更新になり、新たに「日本で最も美しい村」連合のロゴマークが追加されたほか、連合の登録資源でもある酪農大地の景観が美しく描かれています。

お近くをお通りの際は是非ご覧ください。



叙勲を受章された櫻橋敏夫氏(左から2番目)と山崎達生氏(右から2番目)

秋の叙勲及び危険業務従事者叙勲受章

栄誉をたたえて

令和元年秋の叙勲及び第33回危険業務従事者叙勲において、前鶴居消防団長の櫻橋敏夫氏が瑞宝双光章を、前鶴居消防署署長の山崎達生氏が瑞宝単光章をそれぞれ受章されました。両氏の功績は誠に顕著であり、組織の長として指揮力・指導力に優れ、後進の指導や消防力の強化に尽力され、鶴居消防の発展の礎となっています。

タンチョウクイズ抽選会

今年のタンチョウは何羽でしょう？

1月16日、鶴居村観光協会が主催するタンチョウクイズの抽選会が行われました。

このイベントは、タンチョウにちなんだクイズを実施することで全国に村のPRをし、タンチョウ保護の啓蒙と村の観光振興と活性化を図ることを目的に毎年行われており、今年で33回目を数えます。クイズは、毎年12月に実施されるタンチョウ生息数の一斉調査において釧路管内で観測された数を予想し当てるもので、今年は1,038羽のタンチョウが確認されました。

インターネットで全国から12,090名もの応募が集まった中、1名が正解し、千葉県船橋市の海老田沙紀さんがピタリ賞を獲得されました。このほか、正解数に近い上位100名に各協賛企業より景品が贈られました。



全国大会に出場しました！ 全国中学校スケート大会 出場報告

1月28日、第40回全国中学校スケート大会に出場を決めた田原空斗さん（鶴居中学校2年）が大石村長を表敬訪問しました。

田原さんはスピードスケート競技の500mと1500mで出場を決め、今回が自身初めての全国大会となりました。挨拶で田原さんは「1秒でも記録を縮められるように頑張りたい。」と意気込んでいました。

全国大会は2月1日から4日まで長野県で開催され、惜しくも決勝進出とはならなかったものの、力を存分に発揮した大会となりました。



村のさらなる発展を願って

釧路鶴居会新年会

2月2日、釧路市のアクア・ボールにて釧路鶴居会の新年交礼会が行われました。毎年2月の第一日曜日に開催されるこの会は、今年で43回目を数え、村からは大石村長や松井村議会議長らが出席し、盛大に開催されました。

大久保会長は挨拶の中で、故郷への思いを語りながら、より親睦を深めたいと話しました。

交礼会では、終始賑やかな歓談が交えられ、福引やカラオケを楽しみながら、郷土のさらなる発展に思いを寄せていました。



大久保会長による挨拶

風林文庫コーナー設置中！
心温まる寄付に感謝申し上げます

風林文庫図書購入費寄付

2月4日、釧路風林カントリークラブ正岡一男理事長（写真左から2番目）より、風林文庫図書購入費として10万円の寄付がありました。

同クラブでは、昭和62年に村の社会福祉事業費の一部として寄付があり、昭和63年からは「風林文庫」の原資として毎年寄付が行われ続け、その総額は村の図書館の蔵書数5,882冊分に及びます。

鶴居村ふるさと情報館の図書館には、寄付金を使用して購入された「風林文庫コーナー」を設置していますので、ぜひご利用ください。



鶴居村で起業予定の方。 事業を営んでいる方へ！

補助金
対象経費の
2分の1以内

つるい未来へつなぐ商工観光経済活性化支援事業

鶴居村では、地域の商工観光経済の活性化を目的に、村内で起業※を予定している方、既に事業※を営んでいる方を対象に、対象経費の2分の1(限度額有り)を補助します。

※補助対象業種に制限があります。

補助対象事業の紹介

1. 新規開業支援事業(最大850万円(条件付き)・対象経費の1/2以内)
起業するために必要な施設の整備及び改修等を行う事業
(工事請負費・委託費・備品購入費)
2. 新分野進出支援事業(最大850万円(条件付き)・対象経費の1/2以内)
既存の村内事業者が新分野に進出し、新たに開始する事業
(工事請負費・委託費・備品購入費)
3. 事業継続支援事業(最大250万円・対象経費の1/2以内)
安定的な事業継続を図るために行う事業
(報償費・広告宣伝費・工事請負費・委託費・備品購入費)
4. 観光推進事業(最大500万円・対象経費の1/2以内)
村内観光業の推進に資する旅館業法(昭和23年7月12日法律第138号)に基づく
宿泊施設の整備及び改修等を行う事業
(工事請負費・委託費・備品購入費)

○対象者

村内において起業を予定している方、または、村内で5年以上事業を営んだ実績のある方

※以下の業種については補助対象外となります。

農業、林業、漁業(「水産養殖業」を除く。)、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業、郵便業、金融業、保険業など

※その他の制限もありますので、担当窓口までご確認ください。

○補助対象事業の下限額

補助金額50万円以上(補助対象経費で100万円以上)

○申請期間

事業を開始する90日前から30日前まで

○申請方法

村が別に定めた期間内に、以下の書類を提出する

- ・補助金交付申請書(様式第1号)
- ・事業計画書及び収支計画書(様式第2号)
- ・国税、道税、市町村税等の納税状況を確認できる書類
- ・住民票(個人)または、登記事項証明書及び定款の写し(法人)
- ・事業計画に係る見積金額等が分かる資料

まずは、担当窓口まで相談してください！

【問い合わせ】 役場産業振興課商工観光係 TEL：0154-64-2114

軽自動車税について

名称が変わりました

令和元年10月1日から税制改正により軽自動車税に「環境性能割」が導入されました。併せて、現行の軽自動車税は、「種別割」へと名称が変わり、軽自動車税は「環境性能割」と「種別割」の二つで構成されることとなります。

環境性能割

自動車取得税が廃止され新しくはじまりました

環境性能割は、消費税10%への引き上げにあわせ、自動車取得税（道税）が廃止され、新たに導入されるものです。令和元年10月1日以降における、自動車及び軽自動車（二輪車を除く）の取得時（購入時）に適用され、新車・中古車を問わず、50万円を超える価格で車両を取得した場合に課税される村税です。

納税義務者

令和元年10月1日以後、新車中古車を問わず50万円を超える価格で車両を取得した人

税率

区分	税率	
	家用	営業用
電気自動車および天然ガス自動車	非課税	非課税
	令和2年度基準+20%達成	非課税
	令和2年度基準+10%達成	非課税
	令和2年度基準達成	0.5%
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車 (平成17年排出ガス基準 75%低減達成または平成 30年排出ガス基準50%低 減達成のもの)	令和2年度基準+10%達成	1.0%
	平成27年度基準+10%達成	2.0%
上記以外の車両	2.0% (※1)	2.0%

※天然ガス自動車は、平成30年排出ガス規制に適合するもの。または、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減車に限ります。

※1の税率は、当面の間3.0%→2.0%となります。

※また、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した乗用の家用車両については、臨時的軽減により環境性能割の税率が1%軽減されます。

種別割

従来の軽自動車税の名前が変わりました

種別割は、従来の軽自動車税から名称が変更されたものです。

納税義務者

4月1日（賦課期日）現在で、原動機付自転車や軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車を所有する方

納める時期と方法

毎年5月中旬に納税通知書を発送しますので、5月31日までに役場、各種金融機関またはコンビニエンスストアなどで納めてください。なお、年度の途中で廃車、名義変更をされても税の払い戻しはありません。また、二輪の小型自動車および三輪と四輪の軽自動車の納税証明書は、軽自動車税を払い込み、領収印が押されると証書として使用できるようになります。領収印を押印されない方法での納付（ATM振込等）をされた方、又は領収済の納付書を紛失された方等、納税証明書が必要な方は、別途納税証明書の発行が必要となりますので役場の窓口にて申請してください。（各種金融機関等から納付の確認がとれてからの発行となりますので、発行可能となるまで、納付から数日かかる場合があります。）

また、口座振替にて納付いただいた方には、6月中旬ごろに納税証明書を送付させていただきます。

車検を受けるときは、この納税証明書が必要ですので、車検証とあわせて保管してください。

軽自動車税について

「手続きをお忘れではないですか？」

・軽自動車の手続きについて

軽自動車税は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。適正な課税業務をおこなうため、以下の場合については、それぞれ3月末までに軽自動車協会、運輸支局及び役場窓口にて手続きをおこなっていただきますようよろしくお願いいたします。

① 車を使用しなくなった時（抹消登録）

現在使用している軽自動車を故障等により使用しなくなった場合には、抹消登録をおこなっていただく必要があります。ご使用にならない場合であっても、4月1日時点において登録されている場合については、当該年度の軽自動車税が課税されますので、お済みでない方は3月31日までに手続きをお願いいたします。

※軽二輪等を所有されている方へ

軽二輪等を所有されており、冬期間等使用されない期間に一時抹消をおこない、標識（ナンバー）の返納をおこなっていた場合であっても、その後、継続して使用する目的で所有しており再度登録をおこなった場合については、4月1日時点で標識（ナンバー）の交付を受けている場合も当該車両を所有している所有者へ課税の対象となりますのでご注意ください。（根拠法令…地方税法第442条の2第1項、鶴居村税条例第79条第1項）

例…

令和元年5月（登録） 令和元年10月（一時抹消） 令和2年4月1日（賦課期日） 令和2年5月（登録）

右記の例のような場合、4月1日時点において標識の交付は受けていませんが、軽自動車税の制度上、当該車両を所有している所有者へ課税されることから課税の対象となりますのでご注意ください。

（一時抹消をおこない他市町村の方へ譲渡・売買された場合については、役場までご連絡をお願いします。）

② 車を売買・譲渡したとき（移転登録）

現在使用している軽自動車の売買や譲渡をおこなった際に、新所有者の方への移転登録をおこなっていただく必要があります。すでに売買や譲渡がお済みの車両であっても、4月1日時点で移転登録がなされていない場合については、旧所有者へ課税されますのでご注意ください。

③ 住所・お名前が変更となったとき（変更登録）

現在使用している軽自動車を登録した際の住所地从転居・転出等により変更される場合や、婚姻等によりお名前が変更になった場合については、3月31日までに変更登録の手続きをお願いいたします。軽自動車の納付書は4月1日時点の登録住所・宛名で発送するため、変更登録がお済みでない場合お手元に納付書が届かない場合があります。確実に納付書をお届けするために3月31日までの手続きをお願いします。

・手続きをする窓口について

軽自動車の種類によって手続きをおこなう窓口が変わりますのでご確認ください。

○軽自動車協会釧路事務所

〒084-0906 釧路市鳥取大通6丁目2番3号

TEL..0154-5516511

対象車両…三輪または四輪の軽自動車等

○釧路運輸支局

〒084-0906 釧路市鳥取大通6丁目2番13号

TEL..050-5540-2005

対象車両…軽二輪

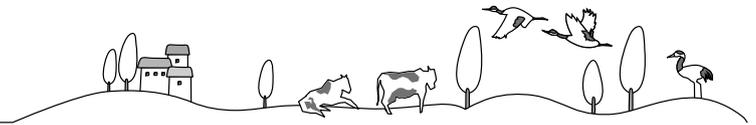
○鶴居村役場企画財政課税務係

〒085-1203 阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地

TEL..0154-642112

対象車両…原動機付自転車（50～125cc）、小型特殊自動車（トラクター等）

役場からのお知らせ



鶴居村事務分掌の一部見直しについて

令和元年11月15日に組織課題等に関する庁内検討会議を行った結果、組織体制の適正化と事務の効率化等を図るため、次のおり事務分掌の一部見直しことに決定しました。
この見直しは、令和2年4月1日から適用されます。

① 所管業務の見直し内容

対象業務	所管部署		見直し内容
	現行	見直し後	
鶴居村総合センターの管理に関すること	教育課 生涯学習係	総務課 管財係	教育委員会への事務委任の廃止
地方路線バスの維持に関すること	総務課	住民生活課	所管部署の変更
鶴居村幌呂農村環境改善センターの管理に関すること	教育課 生涯学習係	住民生活課	教育委員会への事務委任の廃止
消費生活に関すること	産業振興課 商工観光係	住民生活課	所管部署の変更

② お問合せ先

所管部署の変更に伴い、令和2年4月より施設利用のお申込みやお問合せ先などが次のとおり変更になります。

・総合センターに関すること

役場総務課管財係 ☎ 64-2111

・地方路線バスの維持に関すること

役場住民生活課 ☎ 64-2113

・幌呂農村環境改善センターに関すること

役場住民生活課 ☎ 64-2113

・消費生活に関すること

役場住民生活課 ☎ 64-2113

引越しの際は、住民票の異動も忘れずに

入学・就職・転勤などによる引越しで、住所を異動される方は、住民票の異動届（転出届・転入届・転居届等）が必要です。

住民票の異動届は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などに つながる大切な手続きですので、忘れずに行いましょう。

また、マイナンバーの「通知カード」、 「マイナンバーカード（個人番号カード）」、「住民基本台帳カード」の住所変更も必要です。

【お問合せ先】

役場住民生活課

☎ 64-2113

予備自衛官補・一般幹部候補生の募集について

令和3年4月採用の「予備自衛官補」「一般幹部候補生」の募集を次のとおり実施しますのでお知らせします。

① 予備自衛官補（一般）

【応募資格】

18歳以上34歳未満

【募集期間】

令和2年1月6日（月）～

令和2年4月10日（金）

【試験日】

令和2年4月18日（土）～20日（月）の間で

指定された1日

【試験場所】

釧路駐屯地 予定

② 予備自衛官補（技術）

【応募資格】

18歳以上で保有する技能に応じ53歳～55歳未満

【募集期間】

令和2年1月6日（月）～

令和2年4月10日（金）

【試験日】

令和2年4月19日（日）

【試験場所】

帯広駐屯地 予定

③ 一般幹部候補生（陸・海・空）

【応募資格】

22歳以上26歳未満の者で大学卒業程度の学力を有する方

【募集期間】

令和2年3月1日（日）～

令和2年5月1日（金）

【試験日】

一次試験

令和2年5月9日（土）・10日（日）

【試験場所】

道東経済センタービル 予定

【お問合せ先】

役場総務課総務係

☎ 64-2111

◆ 自衛隊帯広地方協力本部釧路出張所

☎ 22-11053



ガソリンの販売について消防法が改正されました！

令和元年7月に発生した京都市伏見区の爆発火災を受け、消防法の一部が改正されました。この改正により、令和2年2月1日よりガソリンを販売するため容器に詰め替えるときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成が義務付けられました。二度とあのような痛ましく悲しい火災が起こらぬよう、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

《ガソリンを携行缶で購入される皆様へ》

～ガソリンの適正な使用を徹底するため

- ・ 本人確認（運転免許証の提示など）
- ・ 使用目的の確認



上記を行うことが義務づけられています。

～ガソリンを取り扱うときの注意事項～

- ・ ガソリンは灯油用ポリ容器に入れることはできません。
- ・ ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して取り扱ってください。
- ・ セルフスタンドにおいても、ガソリン容器への詰め替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります。

※不審者を発見した場合は、警察へ通報をお願いします。



ご協力のほど、
よろしくお願いします！



消防団員の募集について

地域の防災にあなたの「チカラ」を活かしてみませんか

消防団は地域住民によって組織され、地域社会における消防防災体制の中核として重要な役割を果たしています。大切な人のため、自分の住んでいる地域を守るため、消防団に入団してみませんか。

また、住民の高齢化に伴い、優しさや細やかな活動など女性ならではの視点を生かした様々な活動をしていただくために、女性消防団員も募集しています。

地域の安全・安心のために活躍して下さる消防団員を下記のとおり随時募集していますのでご連絡お待ちしております。

1. 応募要件

鶴居村内に居住する、満18歳以上の方（男女問わず）

2. 処遇等

報 酬 - 条例に基づく額を支給

手 当 - 業務に従事したときには一定の額を支給

被 服 - 制服、活動服等を貸与

3. お申し込み・お問い合わせ先

釧路北部消防事務組合 鶴居消防署

電話 64 - 2344





北海道後期高齢者医療広域連合 運営協議会委員の募集について

北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会とは、後期高齢者医療制度の運営に関する重要事項を審議することを目的として設置した機関です。学識経験者、健康保険関係者、医師、歯科医師、薬剤師、公益団体関係者、そして住民の皆様などで構成します。

この度、この運営協議会の住民の皆様のご代表となる委員を、次のとおり募集いたします。

(1) 応募資格

道内に在住する満20歳以上の方で、平日の夜間に札幌市で年2回程度開催される会議に出席することが可能な方などなたでも応募できます。

ただし、国及び地方公共団体の議会の議員並びに国家公務員及び地方公務員、本広域連合の他の附属機関等の委員を除きます。

(2) 募集人数 5名

(3) 任期

令和2年7月委嘱の日から2年間

(4) 応募方法

広域連合で定めた応募用紙に必要事項を記入し、テーマ「住民目線で考える後期高齢者医療制度のあり方」についての小論文(800字程度。応募用紙の裏面を用いても別紙を用いても構いません)とともに、下記あてに郵送又は電子メールでお送りいただくか、ご持参ください。

また、各市町村の後期高齢者医療制度担当窓口へご持参いただいても構いません。

(5) 応募期間

令和2年3月1日(日)から4月30日(木)まで(郵送の場合は、当日消印有効)

(6) 選考について

選考委員会において、小論文及び応募用紙の記載内容により総合的に選考いたします。

(7) 委員の仕事

学識経験者等の委員とともに、北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療制度運営に関する重要事項について審議していただきます。

北海道後期高齢者医療広域連合の組織や事業の概要につきましては、広域連合のホームページ (<http://hyokouki-hokkaido.jp/>) でご覧いただけます。

(8) 報酬等

運営協議会に出席した場合には、「北海道後期高齢者医療広域連合非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の規定により、報酬(1日につき5,000円)及び旅費をお支払いいたします。

(9) お問い合わせ先・応募先

北海道後期高齢者医療広域連合総務班
〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目

国保会館6階

☎011-290-5601

保護者の皆様へお子様が安心してスマートフォンを利用するために

満18歳未満のお子様はスマートフォン等、インターネット接続機器を利用させる場合、保護者の方は以下の点に充分注意してください。

(1) 適切にスマートフォンを利用する

SNSを利用して子供たちを言葉巧みに誘い出し、事件やトラブルに巻き込まれる深刻な事件が発生しています。インターネットに関する知識、情報モラルやコミュニケーション能力を親子で身につけ、正しく利用することが重要です。

(2) 家族のルールを作る

長時間利用によるネット依存症も増加しています。

適切な生活習慣が身につけられるように、お子様と一緒に話し合い、それぞれご家庭のルールを作りましょう。「利用時間は夜9時まで」など、ルールは具体的に決めることがポイントです。

(3) フィルタリングなどを設定する

「フィルタリング」は、知識が十分でないお子様が、不用意に違法・有害サイトにアクセスしないよう制限する機能です。子供たちが事件・事故に巻き込まれないようにスマートフォン等には必ず「フィルタリング」を設定してください。

実際に起きたトラブル事例をもとに、予防法と対策法を「インターネットトラブル事例集(2018年度版)」として取りまとめましたのでご利用ください。(URL https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html)

【お問い合わせ先】

総務省北海道総合通信情報通信部
電気通信事業課

☎011-709-2311

(内線4704)

道の「苦情審査委員」制度について

道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。皆さん自身の利害に係わる事情であれば、「苦情審査委員」に申立てができます。

皆さんに代わって、「苦情審査委員」が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し、必要な調査等を行います。審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。個人情報保護には十分配慮します。

【申立て方法】

① 道庁の「道政相談センター」か各総合振興局(振興局)の総務課の苦情申立書付きのリーフレットまたは、ホームページからダウンロードをしてください。

② 必要な事項を記入し「道政相談センター」か各総合振興局(振興局)の総務課に提出してください。また郵送、ファックス、メールでも申立てができます。

【お問い合わせ先】

北海道総合政策部知事室道政相談センター
〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

☎011-204-5523(直通)

FAX 011-241-8181

✉ kuiyoukoueki@prefhokkaido.lg.jp

◆ 釧路総合振興局総務課

☎43-9100

FAX 41-1031

春の集団健診・がん検診のお知らせ

【令和2年度 健診日程】 ※ 特定健診とがん検診を合わせて受けられます。

日付	受付時間	健診会場	対象地区
4月16日(木)	6:00 ~	幌呂農村環境改善センター	幌呂市街
4月17日(金)			下幌呂・中幌呂・支幌呂・上幌呂・茂幌呂
4月21日(火)			支雪裡・中久著呂
4月22日(水)	10:00	鶴居村総合センター	鶴居市街
4月23日(木)			
			下雪裡・下久著呂

- 対象地区を決めていますが、都合の悪い方は他の地区の受診日に受けてください。
- **送迎車の利用を希望される方は**申込時に利用の有無をお伝えください。**送迎対象は概ね65歳以上の方**です。鶴居市街・幌呂市街の方は原則対象外となりますが、必要な方はご相談ください。
なお、利用を希望される方はお住まいの地区の受診日をお申し込みください。

【健診・がん検診内容】

項目	対象	内容	料金
生活習慣病 予防健診	職場健診のない方で、受診日満 20歳から年度39歳(S56.4.1~ S57.3.31生)まで	身体計測、腹囲測定、 血圧測定、問診、診察、 血液検査、尿検査	無料 (5,890円全額村負担)
特定健診	鶴居村国民健康保険に加入してい る、年度40歳(S55.4.1~S56. 3.31生)から受診日満74歳まで		
健康診査	満75歳以上		
胃がん検診	満40歳以上	バリウム検査 (胃X線検査)	無料 (5,450円全額村負担)
肺がん検診	満40歳以上	胸部レントゲン撮影 喀痰検査(必要者のみ)	無料 (X線1,610円、喀痰3,040円 全額村負担)
大腸がん検診	満40歳以上	2日間の採便による 便潜血反応検査	無料 (2,770円全額村負担)
前立腺がん検診	満50歳以上(男性のみ)	血液検査(PSA)	1,000円 (1,100円村負担)
エキノコックス検診	18歳以上で、 5年以上検査を受けていない方	血液検査	無料 (1,330円全額村負担)
肝炎ウイルス検査	40歳以上5歳毎の年齢又は40歳 以上で、今まで一度も検査を受け ていない方	血液検査	無料 (2,580円全額村負担)

【申込方法】 ※回覧でのチラシ配布・申込はありません。【申込締切】 3月6日(金)

お手元に申込用紙のある方は**申込用紙**を直接役場保健福祉課保健師に提出して頂くか**FAX**、または、**電話**にてお申し込みください(※IP告知端末による申込はありません)。

申込・問合せ先：役場保健福祉課保健師 (電話：64-2116 FAX：64-2577)

令和2年3月1日(日)~7日(土)は 子ども予防接種週間です

4月からの入園・入学・進学などに備えて、接種忘れがないか母子健康手帳でもう一度確認しましょう。



毎年3月1日(日)~8日(日)は 女性の健康週間です

女性が生涯を通じて明るく健康でいられるために厚労省が定め、女性の健康づくりを展開することとしています。健診やがん検診の受診など、ご自身の健康づくりに活かしてみませんか？

風しんの追加的対策事業 ~クーポン期限について~

今年度の対象者として、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性に、クーポンを送付しております。クーポンがお手元にあり、まだ抗体検査を受けていない方は抗体検査を受けましょう。なお、クーポンの期限は「2020年2月」※となっています。

※厚生労働省からのお知らせにより、クーポン券の1年間の期限延長を実施する予定です。期限が過ぎましても、クーポン券は大切に保管しておいてください。

<実施医療機関> 鶴居村診療所での来年度の実施日予定は随時お知らせいたします。

その他の医療機関をご希望の場合は厚生労働省のHPもしくは役場保健師までお問合せください。(64-2116)

新刊案内

鶴居村図書館だより

鶴居村図書館では資料の寄贈を受け付けています。不要になった本などがございましたら図書館カウンターまでお持ちください。

※図書館資料としての受入れの有無や活用方法、処分方法等、寄贈いただいた資料に関するすべては図書館に一任していただきます。

- 開館時間……10:00～18:15
- 休館日……3月の図書整理日は31日(火)です。
- 貸し出し……【本・雑誌・紙芝居】2週間(1人10冊まで)
【CD・VTR・DVD】2週間
(CD3点、VTR2点、DVD 1点まで)

※紹介している本は2/26(水)から利用できます。

キャッシュレス決済のしくみと会計実務



EY 新日本有限責任監査法人 編
キャッシュレス決済について、資金とデータの流れやそのしくみから、加盟店、決済事業者それぞれの取引まで体系的に解説。ポイントプログラムの税法上の取扱い等あらゆる論点や収益認識会計基準に当てはめた事例も掲載。

日本ラグビー「桜のキャプテン」 激闘史



出村謙知 著
アジア初開催となったラグビーW杯2019日本大会で悲願の初ベスト8入りを果たした日本代表。歴史的快挙に至るまでにジャパンを率いて世界と戦ってきた男たちの軌跡を振り返る。スコット一覧付き。

熱源



川越宗一 著
樺太で生まれたアイヌ、ヤヨマネクフは故郷を奪われたポーランド人や、若き日の金田一京助と出会い、自らの生きる意味を見出し…。明治維新後、樺太のアイヌに何が起こっていたのか。アイヌの闘いと冒険を描く傑作巨篇。

まったく、青くない



黒田小暑 著
天性の歌声を持つ大学生のギンマと、彼の才能を信じて集まった同じ大学のランジ、サミン、ハル。1通の白い封筒をきっかけに、それぞれの秘密が明らかになり…。リアルな「青春」小説。

知ってた?世界のスポーツ ルールと歴史



マーク・ロング 絵
アダム・スキナー 文
奥沢駿 訳
スポーツ観戦が100倍楽しくなる!ラグビー、バスケットボール、陸上競技、水球…。60以上の世界のスポーツを取り上げ、簡単なルールと歴史、おもしろくて興味深いマメ知識をイラストとともに紹介する。

だっしゅつせよ!ゾンビタウン



カヤマタイガ さく・え
君は、ニンゲンを食べるおそろしいゾンビの街に迷い込んでしまった。「さがす」「たたく」「えらぶ」「なでる」「ゆらす」など、指示に従いながら出口をめざそう!五感を刺激し、考える力を育てるアトラクションめいろ絵本。

寄 付

いただきました心温まる善意に心よりお礼申し上げます。

《通常分》

風林文庫図書購入費として
釧路風林カントリークラブ
理事長 正岡 一男 様
金100,000円

中幌呂下 石脇 幸子 様
金300,000円

下幌呂陶遊会 様
金4,170円

NPO法人 美しい村・鶴居村観光協会 様
絵画 1点

《ふるさと納税分》

北海道 船本 敏文 様
神奈川県 杉山 太郎 様

●1月寄附実績
42件 560千円

●今年度累計
1,019件 19,402千円



鶴居文芸

凍原社2月句
(俳句)

朝 一 番 混 声 合 唱 寒 雀	陽 の 遊 ぶ 春 風 の 声 バ ス の 旅	給 餌 場 の 方 よ り 春 の 鶴 の 声	気 の 強 き 妹 の 声 聞 く 涅 槃 雪	穴 釣 り や 楽 し き 声 の あ ち こ ち に	声 も ま た 日 差 し を 浴 び て 寒 雀
恒 子	紀 代 子	春 夢 子	和 子	ち え こ	ミ ヤ ノ

3月の自然観察会



●湿原の裏山でスノーシューハイク

【日 時】 3月1日(日) 午前10時～12時

【内 容】 残雪の裏山をスノーシューで歩き、雪解けを待つ植物などを観察します。
(スノーシュー貸出可)

【定 員】 10名

【参加費】 無料

【集合・申込・問合せ先】
温根内ビジターセンター (☎65-2323)

●塘路フィールドウォッチング

【日 時】 3月7日(土) 午前10時～12時

【内 容】 雪のフィールドをスノーシューで散策し、塘路の自然や遺跡などを観察します。
(スノーシュー貸出可)

【定 員】 10名

【参加費】 無料

【集合・申込・問合せ先】
塘路湖エコミュージアムセンター
(☎015-487-3003)

自衛官募集のお知らせ

自衛隊より、予備自衛官補及び一般幹部候補生の募集についてお知らせします。

1. 予備自衛官補(一般)

【応募資格】 18歳以上34歳未満

【募集期間】 令和2年1月6日(月)～令和2年4月10日(金)

【試験日】 令和2年4月18日(土)～20日(月)の間で指定された1日です。

【試験場所】 釧路駐屯地 予定

2. 予備自衛官補(技術)

【応募資格】 18歳以上で保有する技能に応じ53歳～55歳未満

【募集期間】 令和2年1月6日(月)～令和2年4月10日(金)

【試験日】 令和2年4月19日(日)

【試験場所】 帯広駐屯地 予定

3. 一般幹部候補生(陸・海・空)

【応募資格】 22歳以上26歳未満の者で大学卒業程度の学力を有する方

【募集期間】 令和2年3月1日(日)～令和2年5月1日(金)

【試験日】 一次試験 令和2年5月9日(土)・10日(日)

【試験場所】 道東経済センタービル 予定

【お問合せ先】

●鶴居村役場 総務課 ☎64-2111

●自衛隊帯広地方協力本部 釧路出張所 ☎22-1053

知っておきたいタンチョウのこと 冬の暮らしについて

1月24日に実施された数かぞえ調査では、多くの村民の協力のもと村内だけで611羽が確認されました。現在は給餌場に集まるタンチョウの数が減り、ピークは過ぎたようです。

今回は厳冬期の暮らしをお伝えします。ざっくり言ってしまえば、日中は主に給餌場でえさを食べ、夜は凍らない水辺でねぐらをとります。

収穫後のデントコーン畑でコーン粒が得られなくなると、給餌場に大きく依存するようになります。デントコーン畑を利用できる期間は、実際に落ちているコーン粒の量や積雪量に大きく左右されます。今冬は落ちているコーン粒が少なかったようですが、給餌場への集まり具合はどちらかというとなかった印象です。

一方、鶴見台とサンクチュアリの間では、常時タンチョウがいる農場がありました。また積雪量が少なかったせいでしょうか、凍らない水辺や牧草地などでもえさを探している様子がよく見られました。給餌場では再三お知らせしている通り、毎年給餌量が削減されています。今冬は平成26年度対比で5割減となりましたので、給餌場では十分にえさが得られなかったのかもしれませんが。

ねぐらは雪裡川の音羽橋下流域が最大規模で、200羽前後が利用しているものと思われます。凍っていない水辺でもよいわけではなく、流れは遅いに越したことがないでしょうし、足の長さ（約60cm）より深くては利用できません。印象としては水深20～30cmがお好みのように感じます。河畔林などで風をよけられるのも利用条件のひとつに挙げられるでしょう。音羽橋下流域は、上流からの土砂が年々堆積し、流れの速い場所遅い場所、水深の浅い場所深い場所が生じているものと思われます。これに伴い、ねぐらは年々下流側へ移動している印象です。今冬はずいぶんと下流側を主なねぐら場所としているようでした。

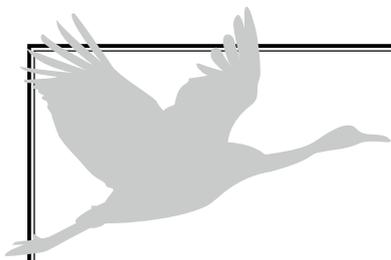
こうして厳冬期を生き抜くタンチョウも、2月後半になると次の繁殖に向けた行動がさかんになります。給餌場でも求愛ダンスや交尾、これまで大事に育ててきたこっこを突き放すなどの行動が見られます。そして、3月下旬ごろからいよいよ巣作りがはじまります。



ねぐらのタンチョウ(雪裡川音羽橋下流域)



給餌場に集まるタンチョウ(鶴見台)



シリーズ
タンチョウ
Vol. 303

鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ

櫻井 真弓

〒085-1205 鶴居村中雪裡南 ☎64-2620/FAX64-2239

鶴居 タンチョウ

検索



「タンチョウを守るために出来ること」 タンチョウが給餌場に運ぶ缶の話



つがいのタンチョウが仲良く並んでお散歩中?の写真です。でも、よく見ると、左のタンチョウのくちばしに何かが刺さっています。空き缶の底の部分です。タンチョウは、空き缶の柔らかい側面を突いて破壊し小さくして、それをくわえて給餌場に飛来するのです。何故か空き缶が好きなタンチョウは、給餌場で缶の断片を奪い合っては突いています。うっかり突き抜くと、写真のように刺さってしまうのです。このタンチョウは首をブンブン振って缶を外しましたが、この状態が長く続くと、餌が食べられず死んでしまいます。

今シーズンの給餌場内には、いつもの年より空き缶の破片が多いように感じます。冬場は雪に埋もれるはずの空き缶が、雪が少ない影響でねぐらの川などにたくさん転がっているのかもしれませんが。サンクチュアリでは、たびたび缶を奪い合うタンチョウの姿を見かけます。もちろん給餌の時に拾っているのですが、タンチョウは缶をくわえたまま動き回るので、すべてを回収するのは至難の業。しかも、缶をくわえて飛来するタンチョウによって、日々補充されるのです。

過去には、標識タンチョウ (NO.143) のくちばしに空き缶が刺さってしまい、何度か保護を試みたにも関わらず、捕まえることが出来ずに行方不明になったことがありました。飛べるタンチョウを保護收容するのは大変難しいので、缶がくちばしに刺さる事故を未然に防ぐことは、とても重要です。空き缶のポイ捨てはタンチョウの命に関わる問題なのです。

飲料の缶だけではなく、タンチョウに突かれてデコボコになった味付いわし缶も給餌場で拾いました。生活ゴミが混ざっていたことに驚いたのと同時に、私たち村民一人一人が、タンチョウに選ばれた村で暮らしていることを意識して、あらためてタンチョウを守るために出来ることは何かを考えることが必要なのではと感じています。給餌場で拾った缶は、ネイチャーセンターで展示しています。興味のある方は、是非見にいらしてください。



給餌場で拾ったタンチョウに突かれた缶の数々



3月村のカレンダー	
3 火	・確定申告相談(対象地域：上幌呂・新幌呂) 9：30～ 上幌呂コミュニティーセンター
4 水	・確定申告相談(対象地域：中雪裡) 9：30～ 役場2階第三会議室
5 木	・確定申告相談(対象地区：下雪裡) 9：30～ 役場2階第三会議室
6 金	・確定申告相談(対象地区：中久著呂・下久著呂) 9：30～ 役場2階第三会議室
7 土	・わんぱくアドベンチャークラブ3月講座 10：30～ 総合センター
9 月	・確定申告相談(対象地区：地域指定なし) 9：30～ 役場2階第三会議室
10 火	・令和2年第1回鶴居村議会定例会 10：00～ 議場 ・確定申告相談(対象地区：地域指定なし) 9：30～ 役場2階第三会議室 ・子育て支援事業「あそびのひろば」 10：00～ ふるさと情報館「みなくる」
11 水	・令和2年第1回鶴居村議会定例会 10：00～ 議場 ・確定申告相談(対象地区：地域指定なし) 9：30～ 役場2階第三会議室
12 木	・令和2年第1回鶴居村議会定例会 10：00～ 議場 ・確定申告相談(対象地区：地域指定なし) 9：30～ 役場2階第三会議室
13 金	・村内中学校卒業式 9：00～ 各中学校
16 月	・令和2年第1回鶴居村議会定例会 10：00～ 議場
17 火	・令和2年第1回鶴居村議会定例会 10：00～ 議場
18 水	
19 木	・村内小学校卒業式 9：00～ 各小学校
23 月	・「おひさま(親の会)」 13：00～ ぷらっと
24 火	・鶴居村青少年表彰授与式 15：30～ 総合センター
25 水	・幌呂保育園卒園式・閉園式 10：00～ 幌呂保育園
26 木	・鶴居村長杯ゲートボール大会 9：30～ 鶴居村ふれあいセンター ・鶴居保育園卒園式 10：00～ 鶴居保育園
27 金	・寿大学3月講座 13：00～ 総合センター

今月の表紙

第33回タンチョウフェスティバルのひとコマです。
締めくくりには恒例の餅まきが行われ、寒さを忘れるほどの熱気の中、祭りは閉幕しました。
(※詳細記事は2ページ)

交通事故発生状況

(鶴居駐在所より情報提供)

1月中の発生件数
人身事故0件／物件事故14件

死亡事故ゼロの日 1,537日
(1月末現在)

人の動き

(1月末住民登録人口)

人口 総数 2,506人
(前月比 -3人)
うち外国人人口 31人
(男6人・女25人)

昨年同期は 2,525人で、
対前年比較は -19人です。

男 1,263人 (前月比 -2人)
女 1,243人 (前月比 -1人)

世帯数 1,180戸
(前月比 -3戸)
うち外国人世帯数 26戸

編集後記

2月は寒波に伴う大雪で厳しい天候が続きますが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。
風邪やインフルエンザ等も流行していますので、私も手洗い、うがい、アルコール消毒を徹底し予防に努めたいと思います。
先日は、タンチョウフェスティバル取材させていただいたのですが、-10℃を下回る寒さをも吹き飛ばす熱気のある丹頂群太鼓から始まり、耐寒競技や鳴き声コンテストも大変盛り上がり、楽しい1日だったと感じました。道外からもこのタンチョウフェスティバルを楽しみにして来られていた方もいらっしゃったので、今後もさらに、鶴居村の魅力を発信していきたいと思いました。(N)